○国家公安委員会規則第九号

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第十四号）の施行に伴い、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則

警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十七条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十七条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。	（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十四条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十四条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○原子力規制委員会規則第五号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）第九条第三項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別表　原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
第一条　長官官房に、緊急事態対策監一人、核物質・放射線総括審議官一人、審議官三人、政策立案参事官一人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。 ［2～4　略］	**第一条**　長官官房に、緊急事態対策監一人、核物質・放射線総括審議官一人、審議官三人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。 ［2～4　同上］
5　政策立案参事官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。 6　［略］ （長官官房に置く課等） **第二条**　長官官房に、次の五課並びに参事官二人（うち一人は、検察官をもって充てるものとする。）、安全技術管理官四人及び安全規制管理官二人を置く。 総務課 人事課 技術基盤課 放射線防護企画課 監視情報課 （参事官の職務） **第八条**　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は長官官房の所掌事務（委員会の所掌事務に関する訴訟に関するものに限る。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に参画する。 ［一～十一　略］	［項を加える。］ 5　［同上］ （長官官房に置く課等） **第二条**　長官官房に、次の五課並びに参事官二人、安全技術管理官四人及び安全規制管理官二人を置く。 総務課 人事課 技術基盤課 放射線防護企画課 監視情報課 （参事官の職務） **第八条**　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 ［一～十一　同上］